

第 6 部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (A) 第 28.44 項又は第 28.45 項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- (B) 第 28.43 項、第 28.46 項又は第 28.52 項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
- 2 投与量又は小売用にしたことにより第 30.04 項から第 30.06 項まで、第 32.12 項、第 33.03 項から第 33.07 項まで、第 35.06 項、第 37.07 項又は第 38.08 項のいずれかに属するとみられる物品は、1 の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第 7 部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。
 - (a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
 - (b) 共に提示するものであること。
 - (c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。